

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第二十条 第十条の三第七項の規定は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第二十一条 第三十七条の十三第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第三十七条の十六の三第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日まで締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかったことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十四並びに第三十七条の十六の三第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条の十四	一年六月以内、同	当該土地の上にある耐震基準不適合既
----------	----------	-------------------

第一項	項第二号		第三十七条の十四 第二項		第三十七条の十六 の三第二項	第三十七条の十六 の三第三項
	から六月以内	申請書に	申告する	申告書に	六月以内	第一項の耐震改修の日後六月以内の日 まで
存住宅の耐震改修（第三十七条の十六の三第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで	申請書に同項の場合に該当する旨の記載をし、	申告する際又は附則第二十一条第二項の申告書を提出する	申告書に附則第二十一条第一項の場合に該当する旨の記載をし、	第一項の耐震改修の日後六月以内の日まで	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。